

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R5-①)

施策名	復興支援に係る施策の推進				担当部局名	復興特区班 被災者支援班 医療・福祉班		作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 佐藤 将年 参事官 信夫 秀紀 参事官 大武 喜勝			
施策の概要	復興特区支援利子補給金については、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。被災者支援総合交付金については、復興のステージが進展する中、各被災自治体等において直面する課題・ニーズに的確に対応できるよう、被災者支援に関する基幹的取組を一括して支援する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進						
達成すべき目標	復興特区支援利子補給金については、対象事業の実施により、雇用機会の創出等を図ることを目標とする。被災者支援総合交付金については、一つの事業計画の下で、被災自治体等における取組を一体的に支援することにより、各被災自治体等において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施する。				目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)第44条 「復興特別区域基本方針」(令和4年6月3日閣議決定(改定)) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定(改定)) 平成27年1月総合対策(50の対策)及び平成27年7月総理指示に従い、総合交付金として拡充		政策評価実施予定時期	令和7年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
1 復興特区支援利子補給金の支援対象事業における新規雇用者数(累計)	9,227人	4年度	9,268人	5年度	-	-	-	9,268人	-	-	-	・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、その測定指標として対象事業者の新規雇用者数(累計)を採用した。 ・目標値については、2年度から4年度へのトレンドを直線推計して算出した。
2 具体的な支援がなくなった見守り等の支援対象世帯数	28,000世帯	27年度	41,000世帯	5年度	31,000世帯	37,000世帯	41,000世帯	41,000世帯	41,000世帯	41,000世帯	-	・本事業は、被災者の自立した日常生活を支援するものであることから、『具体的な支援がなくなった世帯数』を目標値として設定した。 ・事業の実施状況を精査し、毎年目標を設定する。
3 子育てイベントの参加人数	72,000人	27年度	24,000人	5年度	72,000人	24,000人	24,000人	24,000人	-	-	-	・被災地のニーズを精査しつつ、毎年目標を設定する。
4 子どもの情緒と行動に関する尺度	9.5%	22年度	9.5%	7年度	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	-	・本事業は、福島県の子供の心身の健康の保持を支援するものであることから、子供のこころの健康度を測定する指標として、「子どもの情緒と行動(SDQ)」の結果を採用した。 ・何らかの問題行動等を有するリスクが高い子どもの割合の全国平均が9.5%であることから、全国平均を目標値として設定した。 ・行政事業レビューシートで設定する指標の変更に伴い新たに設定した。
5 「心の復興事業」参加者数	15,000人	27年度	39,000人	5年度	60,000人	45,000人	45,000人	39,000人	-	-	-	・採択団体の事業規模を基に毎年度目標を設定する。
					17,264人	40,182人	47,394人	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度	3年度	4年度	5年度			
(1) 復興特区支援利子補給金 (平成23年度)	8.18億円 (7.98億円)	6.55億円 (6.29億円)	6.41億円 (4.82億円)	4.94億円	1	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、指定金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。 (融資実行後5年間、利子補給率0.7%以内)	2023-復興-22-0001
(2) 被災者見守り・相談支援 事業 (平成27年度)	154.96億円 (108.75億円)	125.19億円 (82.32億円)	115.27億円 (75.68億円)	102.01億円	2	被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築するため、市町村等が実施主体となって、①生活支援相談員の配置等を通じて、見守り・相談支援など日常生活上の生活支援、住民相互の交流機会の提供、②被災者支援を行う関係団体間の活動内容等を調整するための「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催、③被災者支援技法に関する研修や被災者支援に従事する者の活動のバックアップなどを行うために必要な費用を交付する。	2023-復興-22-0002
(3) 被災した子どもの健康・生活 対策等総合支援事業 (平成26年度)					3	様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施するために要する費用を交付する。	2023-復興-22-0002
(4) 福島県の子供たちを対象とする 自然体験・交流活動事業 (平成26年度)					4	福島県の子供の心身の健康の保持を図るため、福島県内の子供を対象として自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を実施する県内の学校や社会教育団体等に対し、事業実施に必要な経費(宿泊費、交通費、活動費)を交付する。	2023-復興-22-0002
(5) 被災者支援総合事業 (平成28年度)					5	住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者支援にかかるメニューを統合した事業を拡充。自治体や支援団体に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	2023-復興-22-0002
(6) 子供への学習支援による コミュニティ復興支援事業 (被災者支援総合交付金の1メニューとなったのは 平成29年度から)					-	東日本大震災の被災地の子供たちの学習環境の好転や地域コミュニティの復興促進を図るため、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域の方々の参画を得た上で、放課後子供教室等の学習支援活動等を行う自治体等に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	2023-復興-22-0002
(7) 被災者の心のケア支援事業 (平成25年度)					-	東日本大震災における被災地において、精神保健医療行政機能及び精神医療サービス機能を補完する支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図るために必要な経費を交付する。	2023-復興-22-0002
施策の予算額・執行額					163.14億円 (116.73億円)	131.74億円 (88.61億円)	121.68億円 (80.5億円)

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R5-②)

施策名	原子力災害からの復興に係る施策の推進				担当部局名	原子力災害復興班 福島国際研究教育機構室	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 守山 宏道 参事官 中原 健一
施策の概要	避難を余儀なくされた方々への支援やふるさとへの帰還に向けた生活環境整備はもとより、原子力災害からの福島の復興及び再生のための取組を総合的・計画的に、かつ責任を持って継続的に講ずる。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進		
達成すべき目標	①安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現、②地域経済の再生、③地域社会の再生を早期に実現する。 福島国際研究教育機構で行う各分野の研究開発等の業務を着実に実施する。				目標設定の考え方・根拠	「福島復興再生基本方針」(令和5年7月28日閣議決定)第1部 福島復興再生特別措置法第百十五条、福島国際研究教育機構が達成すべき研究開発等業務についての運営に関する目標(中期目標)(令和5年4月1日主務大臣指示)、福島国際研究教育機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)(令和5年4月7日認可)	政策評価実施予定時期	令和7年8月
測定指標	目標	目標年度			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 原子力災害からの福島の復興と再生	原子力災害からの福島の復興と再生のために、原子力災害の特殊性を踏まえ、避難されている方々の早期帰還や避難生活の支援等、地域の再生に向けて、自治体と協力しながら各取組を進めていく。	5年度			原子力災害からの復興に係る施策は、「福島復興再生特別措置法」(平成24年3月31日法律第25号)に基づき、原子力災害からの福島の復興と再生を目的に実施されるべきものであるため。			
2 福島国際研究教育機構の研究開発等の取組の推進	福島復興再生特別措置法第百十五条に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準以上となることを目指す。	5年度			福島国際研究教育機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、「福島復興再生特別措置法」(平成24年3月31日法律第25号)に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされているため。			
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号	
	2年度	3年度	4年度	5年度				
福島生活環境整備・帰還(1)再生加速事業(平成27年度)	94億円 (68億円)	86億円 (58億円)	92億円 (55億円)	80億円	1	福島復興再生特措法等に基づき、住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公共的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を行う。また、被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を行う。	2023-復興-22-0003	
(2)福島再生加速化交付金(平成25年度)	601億円 (531億円)	792億円 (731億円)	448億円 (404億円)	602億円	1	避難指示解除に伴い、長期避難者への支援とともに住民の早期帰還やまちの賑わいの再生を一層強化する段階を迎えている福島において、復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策及び新たな住民の移住等の促進の施策等を一括して支援する。	2023-復興-22-0004	
国際教育研究拠点推進事業(3)(新)福島国際研究教育機構関連事業(令和3年度)	-	0.8億円 (0.6億円)	13億円 (10億円)	19億円	2	令和5年4月1日に設立した福島国際研究教育機構の法人の運営管理及び業務の実施に要する経費を補助し、機構の体制整備や研究開発事業等の着実な実施を推進するとともに、国による施設整備に向けて施設の諸機能の整理や用地取得等に必要な調査を実施する。	2023-復興-22-0005	
施策の予算額・執行額	694億円 (599億円)	878億円 (790億円)	553億円 (469億円)	701億円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定) ・福島復興再生基本方針(令和5年7月28日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針2023)(令和5年6月16日閣議決定)第3章2 ・科学技術・イノベーション基本計画第2章1(令和3年3月26日閣議決定)			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R5-③)

施策名	被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進				担当部局名	インフラ整備班	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 中西 賢也
施策の概要	東日本大震災で被災された方が住宅を再建する際に生じる、被災後の消費税の引上げに伴う負担増加に対応するため、給付措置を行う。				政策体系上の 位置付け	復興施策の推進		
達成すべき目標	復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避け、東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにする。			目標設定の 考え方・根拠	「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和9年8月	
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	目標年度							
1 住まいの復興給付金の給付件数	対象者に対する給付金の給付		5年度	「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、「被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応しうる措置として、…(中略)…給付措置を行う。」とされているため。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度	3年度	4年度	5年度				
住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業(平成25年度)	-	-	-	-	1	・東日本大震災により被害が生じた住宅(「被災住宅」)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。 ・対象者からの申請に応じ、基金を取り崩して給付を行う。	-	
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定) 「住宅取得等に係る給付措置について」(平成27年2月17日閣議決定、平成28年9月26日一部改正、令和3年1月26日一部改正)		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R5-④)

施策名	「新しい東北」の創造に係る施策の推進				担当部局名	復興知見班(「新しい東北」チーム) 企業連携班(「新しい東北」チーム)		作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 後藤 隆昭 参事官 芳田 直樹			
施策の概要	東日本大震災の被災地の多くは、震災以前から人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題が顕著であり、インフラや住宅等のハードの復旧が進んだとしても、中長期的に地域課題の深刻化が予想される。そのため、復興を契機として生まれた多様な主体の連携による地域課題解決に向けた先導的な取組を普及・展開することを通じて、被災地において全国のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進						
達成すべき目標	「新しい東北」の創造に向け、これまで蓄積してきたノウハウを「新しい東北」官民連携推進協議会から被災地内外に普及展開するとともに、被災地で活動している団体(NPO、企業等)向けのハンズオン支援事業等の取組を通じて地域課題の解決や様々な主体の新しい連携を促す。				目標設定の考え方・根拠	「新しい東北」の創造に向けて(提言)」「平成26年4月18日復興推進委員会」 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)		政策評価実施予定時期	令和7年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
1 支援により成果目標が達成された地方自治体、NPO等の件数	-	-	3	5年度	4	3	3	3	-	-	-	・各年度の目標設定については被災地ニーズおよび採択見込みの事業規模を精査し、毎年目標を設定する
2 マッチング等による被災地企業の経営課題解決件数	-	-	1800 (累計値)	7年度	114	153	230	170	-	-	-	・目標年度は、第2期復興・創生期間の終期である令和7年度としている ・各年度の目標設定については被災地ニーズおよび採択見込みの事業規模を精査し、毎年目標を設定する(令和4年度末までの累計値:1284件)
3 「新しい東北」に関心のあ る者の交流等を目的とした ワークショップの開催件数	-	-	14	5年度	17	13	20	14	-	-	-	・各年度の目標設定については過年度の実績値をもとに毎年目標を設定する
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					令和5年 行政事業レビュー 事業番号	
	2年度	3年度	4年度	5年度								
「新しい東北」普及展開等 (1) 推進事業 (平成25年度)	6.29億円 (5.83億円)	2.98億円 (2.78億円)	3.29億円 (3.01億円)	3.04億円	1~3	・被災地で行われている多様な主体(企業・大学・NPO等)による「新しい東北」の創造に向けた取組について、「新しい東北」官民連携推進協議会の運営やワークショップの開催等を通じて、情報発信を実施。 ・被災地の事業者に対して、経営課題の解決に向け、ニーズに応じたきめ細やかな支援を実施。 ・被災地の自治体やNPO等が地域の課題解決に向け取り組むことができるよう、ニーズに応じたきめ細かな支援を実施。					2023-復興-22-0006	
施策の予算額・執行額	6.29億円 (5.83億円)	2.98億円 (2.78億円)	3.29億円 (3.01億円)	3.04億円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「新しい東北」の創造に向けて(提言)」「平成26年4月18日復興推進委員会」 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)						